

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、特例措置として、失業認定については、当面の間、以下のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお願ひいたします。

ハローワークへお越しの際は、引き続きマスクの着用、手指消毒などの十分な感染予防・拡大防止対策にご協力をお願いいたします。

○失業認定の取扱いについて

失業の認定については、大阪における緊急事態宣言期間中、原則郵送により行います。

なお、当初指定の失業認定日での来所を強く希望される場合については、事前のご連絡は不要ですので、失業認定日当日にご来所ください。

○関連する留意事項について

- ・ 郵送による認定の方法等については**Q & A**、失業認定申告書の記入については、**見本**をご覧ください。
- ・ 感染予防等の観点から、ご本人の希望により、失業認定日を別の日に変更することも可能です。（事前連絡が必要となります。）
- ・ **本取扱いについては、緊急事態宣言期間中の限定的な取扱いになりますのでご了承ください。**

申し出や事前連絡、その他ご不明な点などは、受給申込み手続きを行ったハローワークまでお問い合わせください。（お問い合わせは、平日の8：30～17：15に限ります。）

